

企業派遣型地域活性化起業人に関する基本協定書（案）

本山町（以下「甲」という。）と【企業等名】（以下「乙」という。）は、地域活性化起業人制度推進要綱に基づき、乙からその社員を甲に派遣させるに当たり、次のとおり基本協定書を締結する。

（目的）

第1条 官民連携事業の推進を通じて、地域経済の活性化を図り、地域社会の持続的な発展に寄与するため、乙は社員を甲に派遣し、甲はその社員を甲の地域活性化起業人として受け入れる。

（社員の派遣）

第2条 乙は、勤続三ヶ月以上経過した特定の社員（以下「派遣社員」という。）を乙の社員の身分を保有したまま、甲へ派遣する。

2 派遣社員の本山町内での業務従事日は甲の開庁日の過半以上とする。

3 派遣社員の派遣期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

4 前項に規定する派遣期間は、甲乙協議の上、その期間を月単位で短縮することができる。

（派遣社員の待遇）

第3条 派遣社員の給与、手当、労働時間、休憩時間、休日等の待遇については、乙の規程に従い、乙が派遣社員への支払い、乙が管理するものとする。

2 派遣社員が甲の執務室及び設備等を使用する場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。

（派遣期間中の業務）

第4条 派遣社員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

（1）観光動向の分析と戦略立案

（2）アウトドアヴィレッジ本山を拠点とした周遊・体験プログラムの開発

（3）SNS やデジタルツール等を活用した、都市部アウトドア層へのプロモーション

（4）教育旅行やスポーツ合宿、企業研修やワーケーションプラン等の企画・誘致

（5）その他、町の観光分野の振興に関すること

2 派遣社員が業務を企画または実施する場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。

（信用失墜行為の禁止）

第5条 派遣社員は、甲の業務が公務であることを認識するとともに、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないよう努めなければならない。

（守秘義務）

第6条 派遣社員は、甲の承諾なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本協定の解除後及び期間満了後も、また、同様とする。

2 派遣社員は、甲の承諾なく、業務上知り得た秘密を本件業務の目的外に使用してはならない。

(実績報告)

第7条 派遣社員は、翌月 10 営業日（この営業日による）までに、前月の業務の実施状況及び成果等を、書面等により甲に報告するものとする。

- 2 甲は、月次報告書を確認するものとし、月次報告書の内容に異議がある場合には、受領後 7 日以内に書面により派遣社員に通知するものとする。通知しない場合は月次報告書を承認したものとする。
- 3 派遣社員は、本件業務が完了したとき（本件業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、本件業務の成果を記載した業務完了報告書及び業務成果品（以下「完了報告書等」という。）を甲に提出するものとする。
- 4 甲は、前項の完了報告書等を受領したときは、その日から 10 日以内に業務成果品について検査を行わなければならない。この場合において、適当と認めたときは、当該業務成果品の引渡しを受けるものとする。
- 5 甲は、前項の検査の結果不相当と認めたときは、派遣社員に修正等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(負担金)

第8条 甲は、派遣社員に係る費用を甲の予算の範囲内で乙に支払うものとする。

- 2 前項の額については、別途「年度協定書」に定めるものとする。
- 3 当該予算不成立その他の理由により本協定を終了することで甲又は乙に損害が生じても、相手方はその賠償を負わないものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から派遣期間終了日までとする。

(協定解除)

第10条 甲又は乙は、相手方が本協定の各条項に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。

- 2 甲又は乙は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。
 - (1) 本協定を履行することができないと明らかに認められるとき。
 - (2) 本協定の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、本協定の各条項に違反し、甲との信頼関係を破壊したとき。
 - (4) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他団体にあつては法人の役員に相当する者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係をもちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
 - (5) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利

用するなどしていると認められるとき。

- (7) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (8) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (10) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

(損害賠償)

第 11 条 甲又は乙が故意又は過失により相手方に損害を与えた場合は、その損害の帰属の明確なものはその当事者が負うものとし、不明なものについては甲乙協議のうえ負担を定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 12 条 本協定について訴訟等の生じたときは、被告の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第 13 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として本書 2 通を作成して、甲及び乙が記名のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高知県長岡郡本山町本山 636

本山町長 澤田 和廣

乙 【住所】

【企業等名】

【代表者役職・氏名】